1 件名

汎用パレット等の借入

2 目的

受託者(以下「乙」という。)はその所有する汎用パレットを本契約に従い、継続的に賃渡し、日本郵便株式会社(以下「甲」という。)はこれを承諾して借り受ける。

3 汎用パレットの銘柄等

汎用パレットは次の銘柄又は同等以上のものとし、下記6の要件を満たすものであること。

なお、付属品として中間棚(耐荷重 100kg 以上)を貸渡しする。

- (株) ワコーパレット WKP-1180
- (株)ユーピーアール 70型
- (株)日本パレットレンタル RB1108

4 借入期間

2023 年 11 月 17 日(金)~2024 年 1 月 15 日(月) (予定) ※確定した借入期間は、甲及び乙で協議の上決定します。 なお、借入最終日は 1/15(月) とします。

5 借入台数

汎用パレット 4,000 台中間棚 2,800 個

6 規格

- (1) 外寸 W1.100mm×D800mm×H1.700mm(±5 mm)
- (2) 内寸 W1, 040mm×D745mm×H1, 450mm(±5 mm)
- (3) 重量 50kg(±5kg)
- (4) 耐荷重 500kg(±10kg)
- (5) 素材 フレームはスチール製、床板および中間棚は樹脂製又はスチール製
- (6) その他 折り畳み時は L 字で安定していること。

面枠は 20 cm角のものが落ちないようにしていること。 面枠がない面は1本以上のつっかい棒を設けること。

7 パレット等の授受方法

事前に甲及び乙で協議の上決定した乙の拠点及び日程にてパレット等を授受する。

なお、借入時及び返却時に汎用パレット等を輸送するトラックは甲が用意し、事前に甲 及び乙で協議の上決定した乙の拠点に甲が、借入時は取りに行き、返却時は持ち込み搬送 を行う。

※借入時および返却時の引き渡し日は、事前に甲及び乙で協議の上決定します。

8 パレットの損傷

- (1) 甲がパレットに損傷・汚染を生じさせた場合は直ちにその旨を乙に通知し、乙の確認を受けなければならない。その際、甲はパレットの補修に要する費用を乙に支払う。
- (2) パレットの損傷・汚染の程度により、補修してもなお本来の用途に耐えないと乙が 認めたときは、甲は乙に、事前に甲及び乙で協議の上決定した同品質のレンタル物件 の価格相当額を速やかに賠償しなければならない。

9 パレットの紛失

甲がパレットを紛失した場合は前条2項に準じ、事前に甲及び乙で協議の上決定した同品質のレンタル物件の価格相当額を速やかに賠償しなければならない。

10 パレットの所有権

乙は甲に対し、パレットの所有権の移転は行わないものとする。

11 禁止行為

甲はパレットを改造又は改装するなど、その現状を変更する一切の行為をしない。

12 契約の解除

甲及び乙は、本契約に違反した時、又は次の事項に該当した時は、何らの催告無しに本 契約を解除することができる。

- (1) 営業を休止若しくは廃止又は破産若しくは解散したとき
- (2) 強制執行、保全処分若しくは滞納処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生等の申立をし、若しくはされたとき
- (3) 支払い停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき なお、上記事項に該当し、本契約を解除する場合は、甲は乙に対し、借りたパレット を遅滞無く返却する。

13 守秘義務

甲及び乙は、本契約及び業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上の秘密事項を、第 三者に漏えいしない。

また、上記に違反して相手方に損害を生じさせた時には、その損害を賠償しなければならない。

なお、本項目の規定は、契約期間終了後においても同様とする。

14 不可抗力

地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府行為、 その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部を履行できない場合であっても、乙及び 甲はその責任を負わない。

15 規定なき事項

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義が生じたときには、当事者 双方誠意をもって協議の上、定めるものとし、協議整わざる時は、民法・商法・その他法 律の定めるところによるものとする。

16 その他

- (1) この仕様書に関する詳細については、日本郵便株式会社輸送部 (03-3477-0844) に照 会すること。
- (2) 請求書及び作業完了届等の履行完了を証明する書類は、履行完了日の翌日から起算して 3営業日(この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める 行政機関の休日以外の日とする。)までに主管担当に提出すること。